

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程

平成16年4月1日
規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号。以下「基本規則」という。）第23条に規定する評価会議に関し必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第109条第1項に定める点検及び評価をいう。
- (2) 外部評価 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が実施した自己点検・評価の結果について、外部の有識者により行われる検証をいう。
- (3) 中期目標期間評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2に定める中期目標の期間における業務の実績に関する点検及び評価をいう。
- (4) 実施責任者 自己点検・評価の内容に応じて、自己点検・評価を実質的に担い、必要な措置を講ずる者であつて、第3条第4項の議長が指名するものをいう。
- (5) 実施責任組織 実施責任者の指示に基づき、自己点検・評価を実施する組織をいう。

(評価会議)

第2条 評価会議は、前条第1号及び第3号のそれぞれの点検及び評価を行う自己評価会議並びに第2号の外部評価を行う外部評価会議から成る。

(自己評価会議)

第3条 自己評価会議は、教育、研究及び社会貢献活動並びに管理運営等について、自己点検・評価及び中期目標期間評価の実施及びその総括をし、並びに第7条第1項の結果に対する必要な措置を講ずる。

2 自己評価会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 研究科長
- (4) 各領域長

- (5) 教育プログラムを担当する教員のうちから学長が指名するもの 教育プログラムごとに各1人
 - (6) 企画・教育部長
 - (7) その他学長が必要と認める者
- 3 前項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。
 - 4 自己評価会議に議長を置き、学長をもって充てる。
 - 5 議長は、自己評価会議を主宰し、及び統括する。
 - 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する理事が議長の職務を代理する。
 - 7 自己評価会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
 - 8 自己評価会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(自己点検・評価の実施)

第4条 教育、研究及び社会貢献活動に係る自己点検・評価は、次の表の第1欄に掲げる自己点検・評価の内容に応じ、第2欄に掲げる実施責任者が第3欄に掲げる実施責任組織と連携し、それぞれ第4欄に掲げる自己点検・評価の単位及び第5欄に掲げる自己点検・評価の観点により、概ね6年から7年以内に少なくとも1度行う。

自己点検・評価の内容	実施責任者	実施責任組織	自己点検・評価の単位	自己点検・評価の観点
教育活動(教育に関する社会貢献活動を含む。)	教育担当理事	教育推進機構	先端科学技術研究科を基本とし、教育研究評議会において定める。	教育研究評議会において定める。
研究活動(研究に関する社会貢献活動を含む。)	研究担当理事	研究推進機構	先端科学技術研究科を基本とし、教育研究評議会において定める。	教育研究評議会において定める。

- 2 組織及び運営並びに施設及び設備(ICT環境(情報通信技術の整備及び活用状況をいう。以下この項において同じ。))及び附属図書館を除く。)に係る自己点検・評価並びにICT環境及び附属図書館に係る自己点検・評価は、前項の自己点検・評価の実施と併せて、次の表の第1欄に掲げる自己点検・評価の内容に応じ、第2欄に掲げる実施責任者が、第3欄に掲げる連携する組織と連

携して行う。

自己点検・評価の内容	実施責任者	連携する組織
組織及び運営並びに施設及び設備（ICT環境及び附属図書館を除く。）	総務、財務及び施設担当理事	事務局（基本規則第28条の事務局をいう。以下同じ。）
ICT環境及び附属図書館に係るもの	学術情報、情報システム及び情報管理担当理事	総合情報基盤センター及び事務局

- 3 第1項に掲げる自己点検・評価の観点を決めるときは、学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関（以下「認証評価機関」という。）が定める評価基準等を参酌するものとする。
- 4 自己評価会議の議長は、第1項及び第2項による自己点検・評価の結果について、自己評価会議の議を経て決定する。

（自己点検・評価の結果報告等）

第4条の2 自己評価会議の議長は、学長に対して前条の自己点検・評価の結果を報告するものとする。

- 2 学長は、前項により報告を受けた自己点検・評価の結果について、特に教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関することを中心に、外部評価会議の検証を受けるものとする。

（自己点検・評価における利害関係者の意見及び第三者による評価結果の活用）
第5条 教育活動（教育に関する社会貢献活動を含む。）に関する自己点検・評価は、自己点検・評価を行うにあたり聴取する教職員、学生、修了生、学外関係者等の意見を教育の質の向上等に活用し、認証評価機関による評価をはじめとする第三者による客観的な評価結果を基に、教育の質保証における社会的信頼の向上を図るものとする。

（外部評価会議）

第6条 外部評価会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外部評価の実施
- (2) 自己点検・評価に関し、学長が指定する事項についての意見の申出
- 2 外部評価会議は、学長が委嘱する学外の有識者で組織する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を委嘱する学長の在職する期間を限度とする。
- 4 外部評価会議に議長を置き、学長が指名する委員をもって充てる。
- 5 議長は、外部評価会議を主宰する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。
- 7 外部評価会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(外部評価会議による検証等)

第7条 外部評価会議は、前条第1項第1号の外部評価を行ったときは、その結果を学長に提出しなければならない。

2 外部評価会議は、学長の求めに応じ、前条第1項第2号の意見の申出を学長に行わなければならない。

3 学長は、第1項の結果及び前項の意見について、自己評価会議に報告しなければならない。

(自己点検・評価及び外部評価結果への対応)

第8条 学長は、自己点検・評価及び外部評価の結果を踏まえ自己評価会議において改善が必要と認めた事項(次項において「改善事項」という。)について、その改善措置を講ずるよう、実施責任者を通じて関係する組織の長に指示しなければならない。

2 関係する組織の長は、前項の改善事項の改善計画を作成し、実施責任者を通じて学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告に基づき改善策を決定しようとするときは、自己評価会議の意見を聴かななければならない。

4 学長は、前項の決定をしたときは、実施責任者を通じて組織の長に対して改善計画の実施を指示し、及び改善計画の実施状況の報告を求めるものとする。

5 学長は、前項の報告があったときは、自己評価会議に報告しなければならない。

(改善措置命令)

第9条 学長は、自己評価会議において前条の改善計画の実施が不十分と認めた場合は、実施責任者を通じて組織の長に改善措置を講ずるよう命令しなければならない。

(重要な見直しに係る意見聴取等)

第10条 前2条の規定にかかわらず、学長は、改善を行う場合であって、教育研究上の組織の新設、改廃等の重要な見直しを行うときは、戦略企画本部において意見を聴き、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て行わなければならない。

(中期目標期間評価の実施)

第11条 本学の中期計画の達成状況に係る点検及び評価を行うため、学長は、毎事業年度において、中期計画の進捗状況を把握するものとする。

2 学長は、前項の進捗状況をもとに、学外の利害関係者と双方向又は多方向の意見聴取を行った上で、中期目標期間評価を行うものとする。

3 学長は、第1項の中期計画の進捗状況について、学長が指定する業務を掌理

する担当理事から定期的に報告を求めるとともに、中期計画の進捗管理に努めるものとする。

- 4 自己評価会議の議長は、第2項の中期目標期間評価の結果について、自己評価会議の議を経て決定する。

(評価結果の公表)

第12条 学長は、第4条に基づく自己点検・評価の結果、第7条に基づく外部評価会議による検証の結果及び前条に基づく中期目標期間評価の結果を、教育研究評議会、経営協議会及び役員会に報告し、インターネット等を利用して学内外に公表する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。